

コロナ5類移行 5月8日

医療費 当面は公費負担

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる方針を固めた。今月27日に政府対策本部を開いて正式に決める。岸田文雄首相が26日、官邸で関係閣僚と協議し最終調整した。政府関係者が回り、明らかにした。

【29面に関連記事】

きょう正式決定

5類移行後の医療費は、期限を区切って公費負担を当面継続する。急激な個人負担増にならないよう配慮する。公費支援と医療体制の方向性について、3月上旬をめどで具体的な方針を示す。

マスク着用は屋内外を問わず個人の判断に委ねる。政府は着用が効果的な場面を周知する方向で検討してお

り、早期の提示を図打算する」と述べた。

月8日とする理由について政府関係者は「大型連休が終わり、人の往来が落ちる傾向を見越した」と説明した。

対策本部に先立ち、27日午前には厚生労働省の感染症部会が開かれ、5類移行について専門家としての議論を取りまとめる。移行に伴い見直される医療体制や感染対策などの措置にも一定の

政府は27日午後に新型コロナ対策分科会と基本的対処方針分科会を合同開催して検討状況を報告。対策本部は夕方開かれる。

5類への移行に際し岸田首相は、26日の衆参両院代表質問で「医療体制や公費支援などの措置について、医療現場の混乱を回避するためにも段階的な移行が重要だと考えており、具体的な内容の検討・調整を進めること」と述べた。

新型コロナの現在の位置付けは、結核などの2類よりも幅広い措置が取れる「新型インフルエンザ等感染症」で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置も可能な特別措置法の対象となっている。岸田首相は20日、今春に5類に引き下げる

と表明した。